

稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会

NEW!

新規輸出入事業者 支援助成金

制度の概要

稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会が傭船する貨物船(チャーター貨物船)を利用して、サハリンとの間で新たに輸出入を行う事業者に対し助成金を交付するもの



助成金額

1回限り **50,000 円**

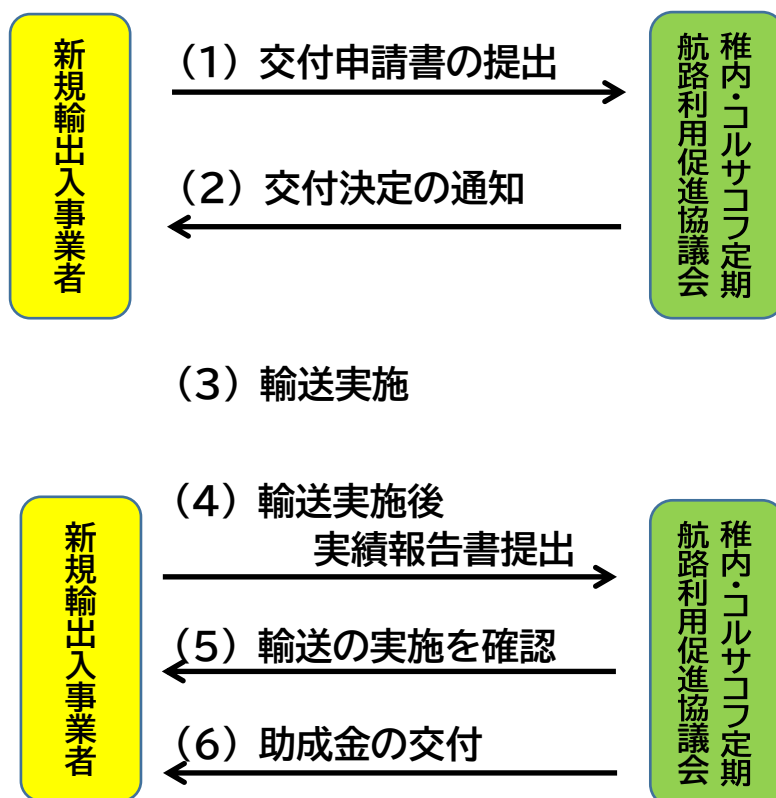
(初回輸出入の準備に要する諸々の経費(内訳は問いません。)に充てるものとして)



対象者

- 日本国内に事務所、事業所又は住所を有する事業者であること。
- 稚内港からサハリンへ貨物を輸出しようとする事業者又はサハリンから稚内へ貨物を輸入しようとする事業者であること。
- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に、当協議会が実施するチャーター貨物船へ定められた運賃を支払い、貨物を積み込む事業者であること。
- 令和元年7月以降において、チャーター貨物船の利用が初めてと認められる事業者であること。

申請の流れ



※添付書類

(4)の実績報告書(兼請求書)提出の際は、次の書類を添付してください。

- 輸出許可通知書または輸入許可通知書の写し (必須)
- 船荷証券、シーウェイビル、荷役料請求書その他稚内港とサハリン間で貨物を確実に船積みしたことがわかる書類 (どれか1つの写し)

申請先・お問合せ

稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会事務局(稚内市役所サハリン課)

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電話 0162-23-6486 (サハリン課直通) FAX 0162-23-6150

URL <http://hs-line.com/>



～稚内・コルサコフ間の貨物チャーター船運航～

稚内・コルサコフ定期航路利用促進協議会では、稚内市からの支援を受け、2020年6月～2021年3月までの期間で、稚内港・コルサコフ港間での貨物船チャーター事業を実施しています。(運航時期は、2020年6月・8月・10月・12月、2021年2月の年5回を計画しています。)

詳細については、当協議会ホームページをご参照ください。
⇒<http://hs-line.com/>